

# Monthly Note

2022年3月号 Vol.180

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

発行人：神津 里季生

編集責任者：柳下 伸

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-11-17 ラウンドクロス新宿 5 階  
TEL 03-5333-5126 (代表) FAX 03-5351-0421  
https://www.zenrosaikyokai.or.jp/シンポジウム・研究会等  
各種共済保険  
(営業時間 土・日、祝日を除く月～金曜日 9:00～17:15)TEL 03-5333-5127 (調査研究部)  
TEL 03-5333-5128 (共済保険部)

## CONTENTS

- 新たに「資本主義経済の再構築としてのSDGs研究会」を開始しました… P1
- 「自治体提携慶弔共済保険」の契約更新について…………… P2
- 中央大学法学部寄附講座開講 一般聴講生を募集しています… P1
- 「自治体提携慶弔共済保険」<就学祝金>のご請求について… P2
- (公財)国際労働財団 草の根支援事業に協力  
オンラインで開催された国際政労使代表者会議(ITM)へ参加…………… P1

## 新たに「資本主義経済の再構築としてのSDGs研究会」を開始しました

当協会では、2022年2月9日に「資本主義経済の再構築としてのSDGs研究会」の活動を開始いたしました。研究会の概要は当協会ホームページにて随時ご紹介するとともに、2023年夏以降に成果書籍を発刊し、さらに発刊記念シンポジウムも開催する予定です。

【研究会メンバー】主 査：駒村康平氏 (慶應義塾大学経済学部教授)  
副主査：諸富 徹氏 (京都大学大学院地球環境学堂／経済学研究科教授)  
委 員：内田由紀子氏 (京都大学こころの未来研究センター教授)  
喜多川和典氏 (公益財団法人日本生産性本部エコ・マネジメント・センター長)  
山下 潤氏 (九州大学比較社会文化研究院情報部門教授)

## 中央大学法学部寄附講座開講 一般聴講生を募集しています

当協会では、中央大学法学部で寄附講座を開講します。聴講をご希望の方は募集締切日までに当協会ホームページよりお申し込みください。

詳細は当協会ホームページを参照ください。

URL：<https://www.zenrosaikyokai.or.jp>

全労済協会

検索

募集期間 (予定)：2022年3月22日 (火)～2022年4月17日 (日)



## (公財) 国際労働財団 草の根支援事業に協力 オンラインで開催された国際政労使代表者会議 (ITM) へ参加

公益財団法人 国際労働財団 (JILAF) の実施する「国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業および労使関係・労働政策事業 (以下、SGRA事業)」の2021年度の事業総括のための国際会議が2022年2月14日～15日にオンラインで開催されました。当協会からも出席し、相互扶助事業のセッションで各国代表者と意見交換し、SGRA事業への協力を行いました。

SGRA事業を実施する7カ国 (タイ・バングラデシュ・ネパール・ラオス・ベトナム・スリランカ・カンボジア) の政労使の代表者が参集したこの会議 (International Tripartite Meeting) では、2021年度の活動を総括するとともに、次年度の実施計画について熱心な議論が交わされました。

## 「自治体提携慶弔共済保険」の契約更新について

4月からの新年度にあわせて、保険契約の更新を迎えられる団体が多くなります。当協会の「自治体提携慶弔共済保険」についてもご契約団体の8割以上が4月にご契約の更新を迎えることとなります。

契約更新に際しまして、ご留意いただきたい点をご案内させていただきますので、ご一読ください。

### 1. ご契約内容の変更をされない場合

⇒ **自動更新となりますのでお手続きは不要です**

同じ保障内容で自動更新となりますので、ご連絡、お手続き不要です。

### 2. 現在の保障内容を変更される場合

⇒ **お手続きが必要となります**

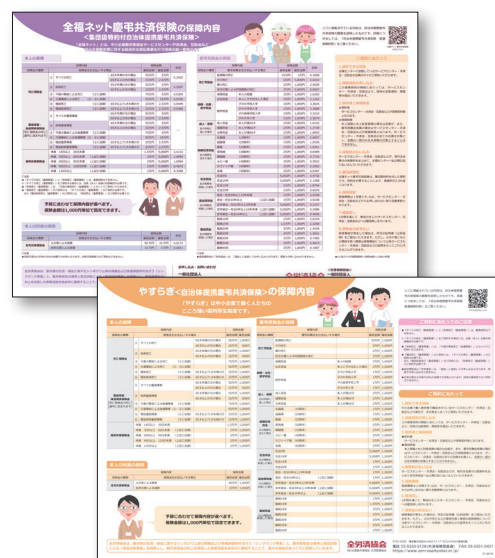
ご契約をいただいている保障内容の変更については、ご希望される内容を当協会までご相談ください。担当よりお手続き方法とご予算に応じたプランニングをご案内させていただきます。

※全福ネット慶弔共済保険につきましては、全国中小企業勤労者福祉サービスセンター（全福センター）にご一報願います。

### 3. 代表者・所在地などの変更をされる場合

⇒ **お手続きが必要となります**

保障内容に変更がない場合でも、代表者、所在地など各種変更時には、所定の手続きが必要となりますので、当協会までご連絡ください。



## 「自治体提携慶弔共済保険」<就学祝金>のご請求について

会員のお子様が、小学校、中学校、高校、大学等に入学した事由に対してお支払いする「就学祝金」を多数の団体にご契約いただいております。

例年入学シーズンを迎える4月と5月に「就学祝金」のご請求が集中します。



各団体におかれましては、ご請求忘れのないよう、事業所・会員様へのご案内と請求手続きをお願いいたします。

なお、ご入学前に、前もって保険金請求書をご提出いただくことはできません。入学後、事由発生後に保険金請求書をご提出してください。

※退会餞別金・在会祝金もこの時期ご請求が増えますので、就学祝金同様にご請求忘れのないよう手続きをお願いいたします。